

公的後見人・受託者協会 (PGT) 遺産・個人信託管理サービス

料金体系 — 遺産の遺言執行人

諸費用は公的後見人・受託者協会料金規則によって定められています。費用は総遺産価値と遺産によって生じた利益額に基づいています。遺言執行人としての役割を担う費用は次の通りです。

元本に対する手数料

受益者に譲渡された場合不動産物件の評価額の5%、または不動産業者によって売却された不動産物件の総売却価格の3%、さらに不動産業者を通さずに売却した不動産物件を含む他の全元手の資産の5%

収入手数料

利子または遺産が得た他の収益の5%

財産管理費

年額0.7%、全遺産の資産の総額を月割りで計算

事務管理費

調査費、会計士費用、保管代、コピー代、郵送料および他の現金支払い経費などの事務管理費も遺産の中から差し引かれます。

諸費用並びに手数料の詳細は www.trustee.bc.ca/fees をご覧ください。

詳細

公的後見人・受託者協会 (PGT) についての詳細は、Webサイト www.trustee.bc.ca へアクセスしてください。または下記へお問い合わせください。

Estate and Personal Trust Services
〔遺産・個人信託管理サービス〕
Public Guardian and Trustee
〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕
700-808 West Hastings Street
Vancouver BC V6C 3L3
Tel: 604.660.4444
Email: estates@trustee.bc.ca
Website: www.trustee.bc.ca

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trust (月曜から金曜の通常の業務時間8:30am-4:30pm) へつないでくれるよう依頼してください。

フリーダイヤル

バンクーバー	604.660.2421
ビクトリア	250.387.6121
その他	800.663.7867



PUBLIC GUARDIAN
AND TRUSTEE OF
BRITISH COLUMBIA